VI	特別の法律により設立さ 【名古屋中小企業投資育成株式 】					つく相导監督认仇	小山	10年度)		
法 人 名	会社	根拠法令名	中小企業投資育成株式会社法				(昭	和61 年	7月 1	日民間法人化)
1. 法人の概要	業務の概要 一. 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二. 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有									
	三. 前二号の規定により会社がそたものを除く。)又は新株予約権れた株式を含む。)又は新株予約	種付社債等(以下「核 対権付社債等(新株う この株式、新株予約 行う事業	朱式等」 予約権付	る株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付され 式等」という。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転る 対権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有 (新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に						
	役・職員数	理事長等	等 理事			監事	監事		職	
	常勤		1 人		4 人		1 人			42 人
2. 事業	非常勤		0 人		4 人		2 人			0 人
(1)運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(3)	令和5年度比又は令 年度差(A/B,A-B		(取組を行っ	ていない	と措置の取組の状況 い場合、補助金等割 場合、その理由)
	総収入額	23	億円	15	億円		1.53	 補助事業 	の段階的	廃止
	補助金等収入額(①)	_	・ 億円	_	億円					
	事業による自己収入額(②)	23	億円	15	億円		1. 53	② 自主事業	による自	己収入の拡大等
	①/②×100 (%)	_	/0		70					
	経常的運営費用(③)		1/2/1/1		1/5/1 1			③ その他		
(2), (3)	①/③×100 (%) 制度的独占となる事務・事業の		- %	(有・無)	% 無					
制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業を務・事業名及び理由		その事	(
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業が法人の従たる事務・ 由	当該事								
	制度的独占となる事務・事業を 事務・事業全体が実態上独占と 正措置の有無、内容(行ってい	所要の是 (大京)								
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、 弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合は 由) 制度的には独占となっていない事務・事業でも、第			は その理 (内容) -						
	独占となっている場合、その内制度的には独占となっていない独占となっている場合、独占の正措置の有無、内容(行ってい	い事務・事業でも、 ○弊害を生まないた	とめの是	(有・無)	無 -					
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有		7	有	手数料	等対価の額、 算定板 での公表の		インターネット		有
	名称(法令等に基づく検定等に ※)	:は <mark>※</mark>	対価	の額	算	定 根 拠 (法令等	に基づ	がく検定等につ	いてはタ	や定方法を付記)
	コンサルテーション事業		-	円 円 円 円	(決定者) 名古屋中小企業投資育成株式会社 (決定方法) 中小企業投資育成株式会社法第6条1項及び2項4号に 産業大臣の認可を受けた名古屋中小企業投資育成株 業に関する規則第25条の定めに従い、本会社がその3 した費用を勘案して決定。			投資育成株式会社事		
	対価を徴収する事務・事業の区分経 理の有無			有 収支		支状況のインターネットでの		の公表の有無 有		有
	対価を伴う自主事業の有知	無	4	#		 法人における約	屯利益名	 領		- н
(5)検査等の事務・事業				… づく検査等の基準の	内容					規定方法
(6)外注の有無	- 大小スウントインフ東攻、東米		_	<i>±</i>			进工)外注金額	-	CI Z Z
(0)外在の有無	本来予定されている事務・事業 外注しなければならない理由	50外往		有 企業の経営課題は多 門機関の活用が有効		おり、これに適確に			それぞれ	65百万 円 に専門性を有するタ
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの			(有・無) 有 経営相談のあった投資先企業に対して対応可能な専門機関を複数提示し、投資先企業が専門機関の専門性や対価等を勘案して決定したところへ外注する仕組みとなっている。したがって、当社が特定の事業者に外注するという仕組みとはなっていない。						
(7)事務・事業の公正性の担保 措置	事務・事業の公正性担保のための措直の有無と内で、			(有・無) 有 (内容) 名古屋中小企業投資育成株式会社事業に関する規則						
	一 役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認め られる職務規程等の有無と内容(なければその理 由)									

3.機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由	-					
	役員の定数		12人以内 (定款第19条)	上限と下限の幅がある場合はその 幅	3~12人					
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行わ れているか			き株主総会決議により選任						
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(年数) - 年					
				規定の内容	(理由) - 原則、一定年齢に達した場合には再任しな					
					常					
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前職	前 々 職 非 常 勤					
	代表取締役社長 専務取締役	山本 亜土 五十嵐 健二	令和3年6月16日 平成28年6月24日	名古屋商工会議所相談役 (現任) ㈱三菱UFJ銀行東海公務部長 (1 役就任前は当社社員の地位にあり、 部登用による就任)	名古屋鉄道㈱相談役 常 取締 常					
	常務取締役 取締役	鈴木 康男 白木 義一	平成28年6月24日 令和6年6月19日	(株日本政策金融公庫中小企業事業) 近畿地区統轄(取締役就任前は当 員の地位にあり、内部登用による) 任)	土社					
	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	水谷 久和 古本 伸一郎 中田 英雄 内田 吉彦 中川 由賀	令和6年6月19日 令和4年6月22日 令和3年6月16日 令和2年6月16日 令和2年6月16日	愛知県副知事(現任) 名古屋市副市長(現任) 名古屋商工会議所専務理事(現任) 弁護士(現任)、中京大学法学部 (現任)						
	特定企業関係者、所管	■ 「官庁出身者が1/3超の場合	合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務・事業に 計が1/2超の場合、その比率と	係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合 単由					
	(比率) -		%		%					
	(理由) -	n #		(理由) -						
	役員報酬の支給基準の 無 無	1	一般への閲覧提供の有無		ベットによる公表の有無 有					
	株主総会が決定する報	役員報酬の支給基準の内容 役員の退職金の決定方法 株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準及び対従業員給与とのバ 株主総会決議によって決定								
	ランス等を考慮して決 役員会規程の有無	定 	役員会の成立要件	が上が五い成によっていた	役員会における議決要件					
					見則第6条に基づき出席取締役の過半数を					
(2)監査役員	監査役員選任規程の有		有	**** もって議決 選任規程がない場合、その理由	: 					
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって 合社法第220条第1項に甘ざき姓主総合法議により課任									
	行われているか 関係府省以外の:	者及び外部の者を登用してV		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由						
	_			-						
	監査役員の任期		4 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由	(年数)4年(理由)会社法の規定による					
	在任年齢に関する規定	どの有無	有	規定の内容	原則、一定年齢に達した場合には再任しな い					
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職非常勤常					
	監查役 監查役	田口 一規 野原 強	令和4年6月22日 平成28年6月24日	名古屋商工会議所 理事企画部長 (一社)名古屋銀行協会 専務理事	常 (株日本銀行 神戸支店長 非					
	監査役	竹田 正樹	令和5年6月20日	(現任) ㈱名古屋証券取引所 代表取締役社	長 (独)日本貿易振興機構理事 非					
				(現任)						
	監査役員報酬の支給表 の有無	1	一般への閲覧提供の有無		マットによる公表の有無 有					
	株主総会が決定する報 ランス等を考慮して決	監査役員報酬の支給基準の 設酬総額の限度内で、世間水 定		監査役員 の 株主総会決議により決定	り退職金の決定方法					

(3)社団的性格の法人の総会等		立要件の有無と内容	総会等における議決要件の有無と内容								
	(有・無) 無		(有・無) 無								
	(内容) - 生しの機は目が名巻で	ひとなっている。		内容) -	要の方無し由売(ふい!!	三人は ファ	理 山 \				
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由) (有・無)										
	(内容)										
(4)評議員会等	評議員会等におけ	る業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容							
	-		(有・無) 無(内容) -								
	 				・、その構成比率(兼務	なの処目					
	有無	無	数/		人での構成比率(飛放 員数×100)	が役員_	%				
	評議員会等の構成員が役員を兼任 している場合、その理由	-									
	評議員選任規程の有無	無	左の	この規程がない場合、その理由 -							
	評議員定数	-	上阿幅	上限と下限の幅がある場合はその _ 區							
	評議員任期	-		F以外の任期として の年数、理由	いる場合、(年数)	-	年				
	ナ ケケ 炒~用・フ・担 ウ ュ ナ ケ	Arr			(理由)	理由) -					
	在任年齢に関する規定の有無 特定	無 の企業又は所管する官庁の出身者及		全の内容 界関係者が 1 / 2 超	の場合、その比率と理問	±					
	(比率) - (理由) -						%				
	評議員会規程 の有無	評議員会の成立要件			評議員会における記	議決要件					
	無一			- その他法人の特性に	こ応じ適用している一船	设的かつ					
(1)会計基準の適用	企業会計原則の適用の有無 余裕金 (財産) の額及び具体的な	有 : (余裕金の額) 21,592百万円		標準的な会計基準名 用型普通預金、定期預金、事業債)							
	運用方法	(運用方法) 経理規定に基づ	づき運用				for				
(3)長期借入金	長期借入金の有無 長期借入金の確実な返済計画の内 窓	無 無		長期借入金の返済記	計画の有無		無				
(4) 引当金・特別法上の引当金	日本 引当金・特別法上の引当金等の額 引当金・特別法上の引当金等の額 (公表していない場合その理由)										
	1,087百万円 (有無) 有 (会社法及び企業会計原則に基づき適正に計上) (理由) -										
(5)公認会計士監査	収支決算額 23 億円	収支決算額が50億円以上の法人に	,	会計士監査の実施の	 有無		有				
	公認会計士監査を実施していなV 場合、その理由	<u>'</u> -									
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠 出の有無	無		公益法人、株式会社	辻等への出資の有無		有				
(1)基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有		財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無無							
(2)事業報告書への記載状況	事業報告書へ	が20%以	以 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの								
	名称 -		-								
	所在地 - 資本金 -			-							
	事業内容 - 役員の状況 -			<u> </u>							
	従業員数 -			-							
	持ち株比率 - 法人との関係 -		<u> </u>								
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務 等に関する公表		法人における業務及び財 務等に関する資料の5年 間の備え付けの有無		一般の閲覧の有無	同資料のインターネッ トによる公表の有無	公表してい	ない場合その理由				
		有		有	有	_					
	役員名簿	有		有	有	_					
	組合員等名簿 事業報告書・附属説明書類	有		有							
	損益計算書又は収支計算書			有 有	有有	_					
	貸借対照表 法律上作成が義務付けられている					_					
	録及び決算報告書 監事の意見書	有	-	有	有	_					
	事業計画書	有		有	有	_					
	収支予算書	有	<u> </u>	有	有						

当該事務・事業の内容及び抵拠法令 補助金等のを付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容をびに補助金等のを介を受けている法人についての公表の有無 (4)退職公務員等の状況の公表	(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			人	所管官庁における所管法 人の業務及び財務等に関 する資料の備え付けの有 無		場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その 理由		
					有	_			-		
					有	_		有	- -		
日本の主義を対していています。					有	_		有	-		
日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日本の主義を表示している。 「日		損益計算書	する。		有	_		有	-		
### 1					有	_		有	-		
第二十四年 1		録及び決算	報告書	産目 		_			-		
下書を入れ、一人・シーン 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大						_			-		
		収支予算書	t		有	_		有	-		
安全の表現の大きな場合の大きな場合を含まった。				,	人に関する事項のイン'ーネットによる公表の	公表してい	いない場合その理由	ジへの簡便なアクセス を可能とする措置の有	. (一部のみ実施の場合も含		
②生年1日			『局(担当局担当課等)の名	称	•	_ _			-		
で書きる整名が以来					有	_		有	-		
(3)所幹的に対対の本土 大の自動を支付係を記していません。 対象が表に関する要は、 対象が表に関する要は、 対象が表に関する要は、 対象が表に関する要は、 の変化のを数としていましたので、 自然機合を含体を使用していましたので、 自然機合を含体を使用していましたので、 対象を参加性の変化を受けていましたので、 を変化している方な原 ・ クターでいます。 ・ 大きなの 一 ・ 大きない 一 ・						_		有	-		
(3)所管別におけるかー人						_			_		
***********************************	(3)所管官庁におけるホーム				作		ı				
(4) 連絡公務員等の状態の公表	ページ掲載	制度的又は 当該事務・	t実態的に独占となっている 事業の内容及び根拠法令								
下芸田弘公所任の北京、門前の人に対して行動。川東市門上が1つも関系会											
「主意、日本の主義のである。 会社のため、日本の主義の公務を表している。 会社のである。 日本の主義のの主義のである。 日本の主義のの主義の表情及び当該法人 (2) 中である。 日本の主なの主義の自然 (2) 日本の主なの主義の自然 (2) 日本の主なの主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の	(4)退職公務員等の状況の公表						17				
		当該退職公				官職名等	公表していない場合、その理由 -				
2		子会社及び	バー定規模以上の委託先の名	投員に就		有					
7. 基準の運用に当たって財 管存化水のものお相宣等 (1) 指導監督の実織等 (1) 指導監督の実施の有態 基準 (1) のただし書き被当法人と対 する法人の事務・事業の 裁定とび結果の公表の有態 基準 (1) のただし書き被当法人と対 する法人の事務・事業の 裁直し								公表していない場合、	、その理由		
(1) 指導監督の実験等	7. 基準の運用に当たって所 管府省に求められる措置等						_				
おおよんの特性を踏まえた適切な指揮を関す実施の名無 指導監督の実施及びその内容 日本を設定す成株大会社法第7条に基づき毎事業年度の開始前に事業計画してお次及び結果の公表の有無 中小企業投資育成株大会社法第7条に基づき毎事業年度の開始前に事業計画をしてお次及び結果の公表の有無 原管庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業の 原信庁による法人の事務・事業 原信庁による法人の事務が表現を対象を対象となりままれる。株主場会を建筑的な大きの 原信庁による法と関係を表しており、見成すべきまは集かったため、 原序の届出、法事りを報告を考えた。 原序の届出、法事りを報告を考えた。 原子院に基づき毎事業年度の開始に事業計画を明確しており、見成すべきまは集かったため、 原序の規定に基づく接受機制度に 原子院に基づき毎事業年度の開始の大きらめ、集務が理解していて、事業者による自己確認への 原子院に基づき毎事業年度の最初の大学の成果 原子院に基づき毎事業年度の開始の大学の場合を表しており、見成すべきまは集かったため 原子院に基づき毎事業年度の最初の大学の成果 原子院に基づき毎事業年度の開始の大学院の原理を表しており、原子院に基づき毎事業年度の成果を含めた所要 原子院の政策を含めた所要 原子院の政策を含めた所要 原子の政策を含めた所要 原子の政策を含めた所要 原子院を対象と同様に関する。 原子院を対象と同様に対象を含めた所要 原子院の政策を含めた所要 原子院を対象と同様に表している場合、本の事業をとなる情報を表している場合、本の事業を含むっている場合、制度的はよるの事態を表している場合、本の事業を含むている場合、制度的はよっている場合、制度的はよっている場合、制度的はよっている場合、事業を含むている場合、制度的はよっている場合、本の事業を表している場合、本の事業を表している場合、事業をとなる自体を表している場合、本の事業を表している場合、事業をとなる自体を表している場合、事業をとなる自体を表している。 原子院によっている場合は、 原子院によっている場合は、 原子院によっている場合は、 原子院によっている場合は、 原子院によっている場合は、 原子院によっている。 原子院に	(1)指導監督の実績等			有	_ 指導監督の実績及びそ	の主な内容	-				
基準す(1)のただし書き該当法人に対する法人の事務・事業の		する法人の特性を踏まえた適切な指									
直し 所管官庁による法人の事務・事業の 規直しの有無		する法人の	の特性を踏まえた指導監督		指導監督の実績及びそ	の内容	-				
当該見直し結果の公表の有無 無い場合、その理由 調等の届出、法第9条に基づき有事業年度経過後三月以内に貸借対照長等の提出、中小企業投資育成就式会社業務処理規則第7条に基づき、毎事実月報の提出を受けるほか、株主総会や定期的な決算等の報告を得て、都度内容を措置しており、見直すべき点は無かったため。報告を得て、都度内容を措置しており、見直すべき点は無かったため。 無い場合、その理由 を活用しつつ、3~5年を日途に定期的、全般的な見	(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁に		無	無い場合、その理由		画等の届出、法第9の提出、中小企業技 年度終了後四月以内 第8条に基づき事業	9条に基づき毎事業年度 投資育成株式会社業務処 内に投資対象会社の業務 業月報の提出を受けるほ	経過後三月以内に貸借対照表等 理規則第7条に基づき、毎事業 の状況等の報告、業務処理規則 か、株主総会や定期的な決算等		
ついて、事業者による自己確認への 移行の可能性についての検討の有無 を活用し つつ、3 ~ 5 年を 目途に定 期的な見 直し 「無い場合、その理由 「所要の措置の結果 の 有 「所要の措置の結果 の の指置の実施の有無 「所要の措置の結果 の の指置の実施の有無 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「無」 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「所要の措置の結果 の にとるの名を含めた所要 の 特置の実施の有無 「無」 「所要の措置の結果 の のと表の有無 「は、こと、の。」 「無」 「は、こと、の。」 「は、こと、の。」 「は、こと、の。」 「は、こと、の。」 「は、こと、の。」 「は、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、		当該見直し	給果の公表の有無	無	無い場合、その理由		画等の届出、法第9の提出、中小企業技 年度終了後四月以下 第8条に基づき事業	9条に基づき毎事業年度 投資育成株式会社業務処 内に投資対象会社の業務 業月報の提出を受けるほ	経過後三月以内に貸借対照表等 理規則第7条に基づき、毎事業 の状況等の報告、業務処理規則 か、株主総会や定期的な決算等		
を活用し つつ、3 ~5年を 自途に定 期的、全 般的な見 直し 「性別の実施の有無 「無 の公表の有無 「		ついて、事業者による自己確認への			無い場合、その理由		_				
○ 5 年を 目途に定 期的、全 般的な見 直し		 を活用しつつ、3 ~5年を目途に定期的、全期的、全般的な見報 事務・事業を当該法人に行わせるとの必要性(特に事務・事業を分別である場合、その事業をなぜ当該法人が行われる。 			有 5 0 事 有						
事業を行っている場合、制度的独 占の継続の必要性 法令の規定に基づく検査関連制度 の場合、手続の簡素化、事業者に よる自己確認への移行の可能性 その他				事業のその事			無				
の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性 その他		事業を行っている場合、制度的 占の継続の必要性 法令の規定に基づく検査関連制 の場合、手続の簡素化、事業者 よる自己確認への移行の可能性									
				事業者に							
18				くき車百	「(指道監督其淮の例外)	・している国	「耳及びその理由」	等)			

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で 既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

[○]以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。

[・]評議員会等による業務実績評価の実施

民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。

- (注1) 「理事長等」、「理事」及び「監事」については、「社長」、「取締役」及び「監査役」として記載。
- (注2) 前職等の記載がない場合は内部登用。
- (注3) ①「監査役員」については、「監査役」として記載。②前職等の記載がない場合は内部登用。
- (注4) 該当せず。
- (注5) 名古屋中小企業投資育成株式会社は、民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、「評議員会等」と同等の役割を果たしていることから、同委員会等の設置について指導していない。
- (注6) 会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受検している。
- (注7) 投資先中小企業に係る「5. (2) 事業報告書への記載状況」については、別途、名古屋中小企業投資育成株式会社のホームページに掲載している。(ただし、「持ち株比率」の掲載については、その数値を掲載することにより、結果的に同社による1株当たりの引受額が明らかになってしまう等、同社の投資事業実施に当たって支障を及ぼすおそれがあることから、指導していない。)